

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月15日

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

令和6年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,303千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ260,468,004千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6. 財産収入		2,404	3,303	5,707
	1. 財産運用収入	2,404	3,303	5,707
歳 入 合 計		260,464,701	3,303	260,468,004

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6. 基金積立金		2,404	3,303	5,707
	1. 基金積立金	2,404	3,303	5,707
歳 出 合 計		260,464,701	3,303	260,468,004